

地域森林計画（案）の概要

地域森林計画と森林審議会の位置づけ

【森林計画制度】

政府

森林・林業基本計画【20年】

R3.6 制定

- ・ 長期的かつ総合的な政策の方向・目標

則して策定

農林水産大臣

全国森林計画【15年計画】

全国 44 広域流域

R5.10 樹立 (R6-R15)

- ・ 全国的な視点で、森林整備・保全の目標やルール等

則して策定

都道府県知事

地域森林計画【10年計画】

富山県内 2 計画区

神通川計画区 R3.12 樹立 (R4-R13)

R5.12 変更

庄川計画区 R5.12 樹立 (R6-R15)

- ・ 都道府県民有林の伐採、造林、林道、保安林の整備目標
- ・ 市町村森林整備計画で定められる森林施業に関する指針

樹立
変更

適合して策定

市町村長

市町村森林整備計画【10年】

県内 14 市町で策定

(地域森林計画樹立に併せて策定)

- ・ 市町村が講じる森林関連施策の方向
- ・ 森林所有者が行う伐採、造林の方針等

適合して策定

森林所有者

森林経営計画【5年】

(任意)

- ・ 森林所有者が自発的に作成する5年間の伐採、造林等の具体的な計画

【森林法（抜粋）】

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かななければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。

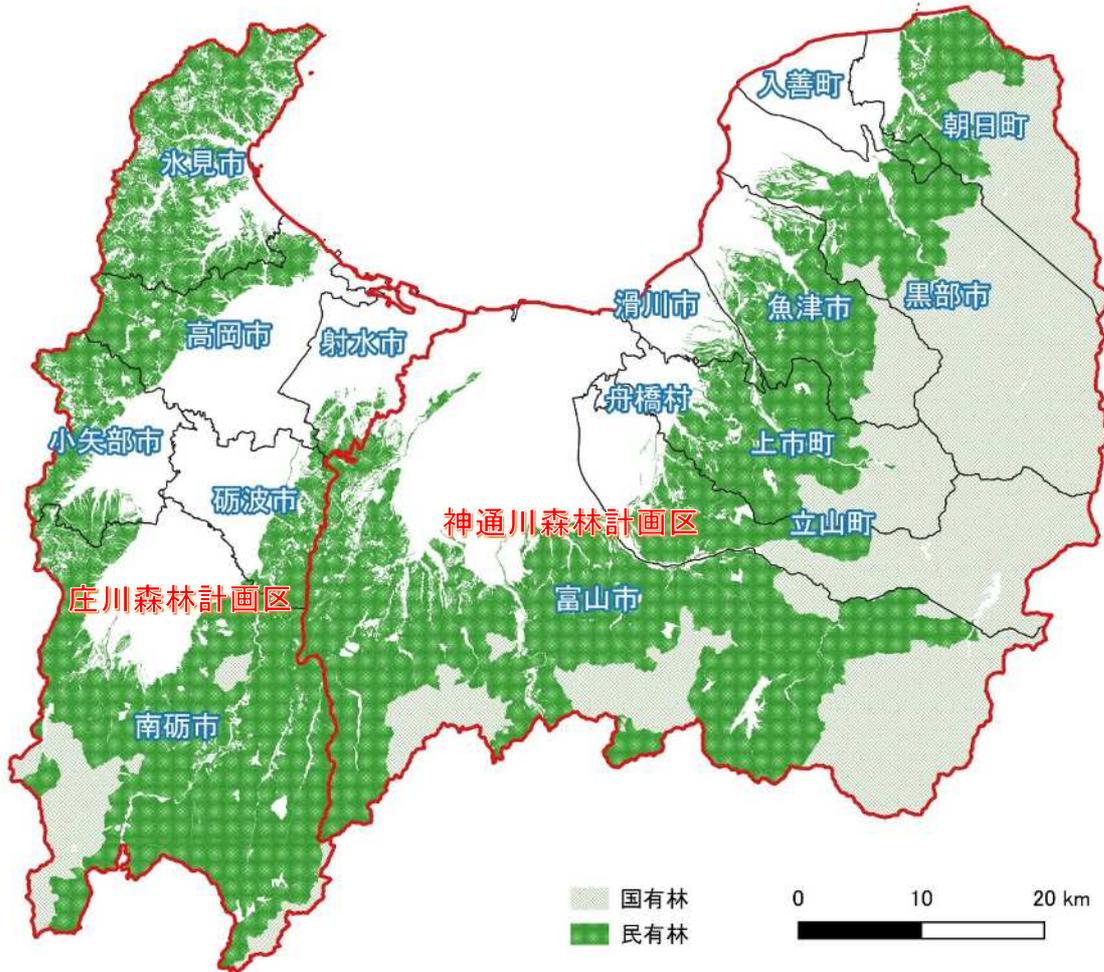
二 前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備 農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。

三 前条第二項第八号に掲げる事項 農林水産大臣に届けること。

富山県の森林計画区

森林計画区・・・・・・・・ 農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けたもの。全国に 158 計画区。県内は 2 計画区。

神通川森林計画区・・・ 富山市、立山町、上市町、滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町
 庄川森林計画区・・・ 氷見市、高岡市、射水市、小矢部市、砺波市、南砺市



森林面積 (ha)

	森林面積	地域森林計画対象民有林		国有林
		公有林	民有林	
神通川森林計画区	201,961	20,918	84,822	96,221
庄川森林計画区	83,330	8,762	65,294	9,274
計	285,291	29,679	150,116	105,495

地域森林計画対象民有林の資源 (ha、千 m³)

	人工林		天然林	
	面積	蓄積	面積	蓄積
神通川森林計画区	26,316	12,379	68,518	11,659
庄川森林計画区	24,855	11,293	43,711	6,554
計	51,171	23,672	112,228	18,213

樹立及び変更の基本的な考え方

地域森林計画は、「森林法」の規定に基づき、「全国森林計画」に即して都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる計画。(原則、全国森林計画の見直しに合わせ変更)

今回、新たに策定された「全国森林計画(令和5年10月策定)」を踏まえ、庄川地域森林計画については前回策定時から5年が経過していることから新たに樹立とし、神通川地域森林計画については変更する。

【樹立】庄川地域森林計画(計画期間:令和6年4月~令和16年3月)

【変更】神通川地域森林計画(計画期間:令和4年4月~令和14年3月)

【(参考) 全国森林計画の変更について】 R5.10月 林野庁プレスリリースより抜粋

1 趣旨

都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。

2 変更の概要

現行計画変更(令和3年6月)以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえて、以下の内容について記述を追加。

- ① 盛土等の安全対策の適切な実施
- ② 花粉発生源対策の加速化
- ③ 林業労働力の確保の促進
- ④ 高度な森林資源情報の整備・活用

- 森林整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の各種計画量について、新たな計画期間に応じて算定。

【森林の整備及び保全の目標】

区 分		現況 (R4.3末)	計画期末 (R21.3末)
森林面積 (千 ha)	育成単層林	10,099	9,801
	育成複層林	1,110	1,727
	天然生林	13,816	13,497

注) 現況は令和4年3月31日、計画期末は令和21年3月31日時点の数値

【計画量】

区 分		計 画 量
伐採立木材積 (万m ³)	総 数	88,899
	主 伐	54,458
	間 伐	34,441
造林面積 (千 ha)	人工造林	1,375
	天然更新	792
林道開設量 (千 km)		14.6
間伐面積 (参考) (千 ha)		5,886

注) 計画期間(令和6年4月1日~令和21年3月31日)の総量

今回の主な計画内容（神通川・庄川共通）

計画事項	主な計画内容（下線部は現計画からの修正点）	備考 (計画該当ページ)																																																
第2章 計画事項																																																		
第1項 計画区の 概要	<p>1 計画区の概況</p> <p>(1) 自然条件（気候） →時点修正</p> <p>(2) 社会経済的条件（人口） →時点修正</p> <p>2 計画区の森林・林業、木材産業の概要</p> <p>(1) 森林資源の概要 →時点修正</p> <p>(2) 林業の概要</p> <p>(3) 木材産業の概要 →時点修正</p> <p>3 前計画の実行結果の概要及びその評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>計画量 (H31-R5)</th> <th>実行量 (H31-R5) (実行歩合)</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 伐採 立木材積 (千m³)</td> <td>主伐</td> <td>149</td> <td><u>119</u> (80%)</td> <td rowspan="2">各種事業の取組み の結果、概ね計画ど おり実行</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>259</td> <td><u>138</u> (53%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 造林 面積(ha)</td> <td>人工造林</td> <td>263</td> <td><u>210</u> (80%)</td> <td>概ね計画どおり</td> </tr> <tr> <td>天然更新</td> <td>292</td> <td><u>511</u> (175%)</td> <td>概ね計画どおり</td> </tr> <tr> <td>(3) 間伐 面積(ha)</td> <td></td> <td>2,059</td> <td><u>1,794</u> (87%)</td> <td>概ね計画どおり</td> </tr> <tr> <td>(4) 林道 開設延長 (km)</td> <td></td> <td>22</td> <td><u>8</u> (32%)</td> <td>幹線林道整備を重 点的に行い開設単 価が高くなったこ とから、実行量は計 画量を下回る</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(5) 保安 林面積 (ha)</td> <td>水源かん 養</td> <td>14,760</td> <td><u>14,689</u> (99%)</td> <td rowspan="3">所有者の同意が順 調に得られ、ほぼ計 画どおり実行</td> </tr> <tr> <td>災害防備</td> <td>16,306</td> <td><u>16,222</u> (99%)</td> </tr> <tr> <td>保健・風 致</td> <td>2,153</td> <td><u>2,153</u> (100%)</td> </tr> <tr> <td>(6) 治山事 業の整備</td> <td>治山事業 施行地区 数</td> <td>75</td> <td><u>86</u> (114%)</td> <td>計画的な事業取組 みの結果、ほぼ計画 どおり実行</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 計画樹立に当たっての基本的考え方</p>	項目	区分	計画量 (H31-R5)	実行量 (H31-R5) (実行歩合)	評価	(1) 伐採 立木材積 (千m ³)	主伐	149	<u>119</u> (80%)	各種事業の取組み の結果、概ね計画ど おり実行	間伐	259	<u>138</u> (53%)	(2) 造林 面積(ha)	人工造林	263	<u>210</u> (80%)	概ね計画どおり	天然更新	292	<u>511</u> (175%)	概ね計画どおり	(3) 間伐 面積(ha)		2,059	<u>1,794</u> (87%)	概ね計画どおり	(4) 林道 開設延長 (km)		22	<u>8</u> (32%)	幹線林道整備を重 点的に行い開設単 価が高くなったこ とから、実行量は計 画量を下回る	(5) 保安 林面積 (ha)	水源かん 養	14,760	<u>14,689</u> (99%)	所有者の同意が順 調に得られ、ほぼ計 画どおり実行	災害防備	16,306	<u>16,222</u> (99%)	保健・風 致	2,153	<u>2,153</u> (100%)	(6) 治山事 業の整備	治山事業 施行地区 数	75	<u>86</u> (114%)	計画的な事業取組 みの結果、ほぼ計画 どおり実行	<p>(庄川 P9)</p> <p>(庄川 P9)</p> <p>(庄川 P11)</p> <p>(庄川 P12～13)</p>
項目	区分	計画量 (H31-R5)	実行量 (H31-R5) (実行歩合)	評価																																														
(1) 伐採 立木材積 (千m ³)	主伐	149	<u>119</u> (80%)	各種事業の取組み の結果、概ね計画ど おり実行																																														
	間伐	259	<u>138</u> (53%)																																															
(2) 造林 面積(ha)	人工造林	263	<u>210</u> (80%)	概ね計画どおり																																														
	天然更新	292	<u>511</u> (175%)	概ね計画どおり																																														
(3) 間伐 面積(ha)		2,059	<u>1,794</u> (87%)	概ね計画どおり																																														
(4) 林道 開設延長 (km)		22	<u>8</u> (32%)	幹線林道整備を重 点的に行い開設単 価が高くなったこ とから、実行量は計 画量を下回る																																														
(5) 保安 林面積 (ha)	水源かん 養	14,760	<u>14,689</u> (99%)	所有者の同意が順 調に得られ、ほぼ計 画どおり実行																																														
	災害防備	16,306	<u>16,222</u> (99%)																																															
	保健・風 致	2,153	<u>2,153</u> (100%)																																															
(6) 治山事 業の整備	治山事業 施行地区 数	75	<u>86</u> (114%)	計画的な事業取組 みの結果、ほぼ計画 どおり実行																																														

<p>第2項 計画の概要</p>	<p>1 計画の対象とする森林 →時点修正</p> <p>2 計画事項の概要</p> <p>(1) 森林資源の目標 } (別添1参照)</p> <p>(2) 計画量の概要 }</p>	<p>(庄川 P15) (神通川 P1)</p> <p>全国森林計画の計画量に即して、これまでの実績や他の計画等を反映 (庄川 P16～18) (神通川 P2～4)</p>
<p>第3項 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p>	<p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の目標</p> <p>(3) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>(4) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 (別添1【(1)森林資源の目標】参照)</p>	<p>全国森林計画の計画量に即して、これまでの実績や他の計画等を反映 (庄川 P22) (神通川 P8)</p>
<p>第4項 森林の整備に関する事項</p>	<p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。)</p> <p>(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項</p> <p>(2) 森林の伐採 (主伐) の標準的な方法に関する指針</p> <p>(3) 立木の標準伐期齢に関する指針</p> <p>○標準伐期齢の目安について、この林齢に達した時点での森林の伐採を<u>義務付ける</u>ものではない旨、記載を変更。</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>○<u>花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する</u>旨を追加。</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>(1) 造林に関する基本的事項</p> <p>○更新に当たっては、<u>花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入を進めるほか、針広混交林への誘導等に努める</u>旨、記載を変更。</p> <p>(2) 人工造林に関する指針</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針</p> <p>花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとし、苗木を確保するための採穂園等を整備する。</p>	<p>記載内容の修正 (庄川 P24) (神通川 P10)</p> <p>全国森林計画の変更② (庄川 P24) (神通川 P10)</p> <p>全国森林計画の変更② (庄川 P25) (神通川 P11)</p>

- (3)天然更新に関する指針
- (4)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
- (5)その他必要な事項

- 3 間伐及び保育に関する事項
 - (1)間伐及び保育に関する基本的事項
 - (2)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 - (3)保育の標準的な方法に関する指針
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - (1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
 - (2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - (1)林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方路網の開設の考え方
 - (2)効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方
 - (3)路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方
 - (4)路網の規格・構造についての基本的な考え方
 - (5)林産物の搬出方法等

- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - (1)森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
 - 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関しては、森林情報の提供及び公開並びに助言・あっせんなどを推進する旨を追加
 - (2)森林経営管理制度の活用に関する方針
 - (3)林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
 - 林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組む旨を追加。

全国森林計画の変更④
(庄川 P38)
(神通川 P24)

全国森林計画の変更③
(庄川 P38)
(神通川 P24)

	<p>○経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、<u>ICTを活用した</u>生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上等による事業の合理化についても、一体的に促進する旨を追加。</p> <p>(4)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針</p> <p>(5)林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>(6)その他必要な事項</p>	<p>林業労働力の確保の促進に関する基本計画（R3富山県）の内容反映 (庄川 P38) (神通川 P24)</p>
<p>第5項 森林の保全に関する事項</p>	<p>1 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>(1)樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 →時点修正</p> <p>(2)森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法</p> <p>(3)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項</p> <p>○太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる<u>面積規模の引き下げ</u>や適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する旨を追加。</p> <p>○<u>盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する旨</u>を追加。</p> <p>2 保安施設に関する事項</p> <p>(1)保安林の整備に関する方針</p> <p>(2)保安施設地区の指定に関する方針</p> <p>(3)治山事業の実施に関する方針</p> <p>○近年、<u>気候変動に伴い水害・土砂災害が頻発・激甚化</u>していることから、災害に強い地域づくりや<u>流域治水の取組と連携した流木災害リスクの軽減等</u>を図るため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画</p>	<p>(庄川 P40) (神通川 P26)</p> <p>全国森林計画の変更① (庄川 P40～41) (神通川 P27)</p> <p>記載内容の修正 (庄川 P42) (神通川 P28)</p>

	<p>的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工、地下水排除工及び飛砂、潮風、強風からの被害防止のほか津波被害軽減にも繋がる海岸防災林造成等の治山施設の整備を計画的に推進する旨を追加。</p> <p>(4) 特定保安林の整備に関する事項 (5) その他必要な事項</p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項 (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 (2) その他必要な事項</p> <p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (1) 森林病虫害等の被害対策の方針 (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。） (3) 林野火災の予防の方針 (4) その他必要な事項</p>	
<p>第6項 保健機能森林の区域の基準 その他保健機能森林の整備に関する事項</p>	<p>(1) 保健機能森林の区域の基準 (2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法等に関する指針</p>	
<p>第7項 計画量等</p>	<p>1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 2 間伐面積 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 4 林道の開設及び拡張に関する計画 5 保安林整備及び治山事業に関する計画</p> <p style="text-align: right;">(別添1【(2)計画量の概要】参照)</p>	<p>全国森林計画の計画量に即して、これまでの実績や他の計画等を反映 1～3 (庄川 P47～63) (神通川 P33～53)</p>

<p>第8項 その他必要な事項</p>	<p>1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法</p> <p>◆保安林◆</p> <p>森林法施行令の「指定施業要件を定める場合の基準」</p> <table border="1" data-bbox="316 376 1236 1008"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 376 531 427">事 項</th> <th data-bbox="531 376 1236 427">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 427 531 479">伐採の方法</td> <td data-bbox="531 427 1236 479"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 479 531 530">伐採の限度</td> <td data-bbox="531 479 1236 530"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 530 531 1008">植栽</td> <td data-bbox="531 530 1236 1008"> <p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗 <u>(当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。)</u> を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>下線部を追記。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他必要な事項</p>	事 項	基 準	伐採の方法		伐採の限度		植栽	<p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗 <u>(当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。)</u> を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>下線部を追記。</p>	<p>森林法施行令の改正(令和5年4月1日施行)の内容反映 (庄川 P65) (神通川 P55)</p>
事 項	基 準									
伐採の方法										
伐採の限度										
植栽	<p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗 <u>(当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。)</u> を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>下線部を追記。</p>									

計画事項の概要

【(1) 森林資源の目標（森林面積及び蓄積）】

区 分		庄川地域森林計画（樹立）		神通川地域森林計画（変更）	
		現況 (R4.3月末)	計画期末 (R16.3月末)	現況 (R2.3月末)	計画期末 (R14.3月末)
面積 (ha)	育成単層林	24,815	24,581	25,910	25,752
	育成複層林	540	2,076	994	2,207
	天然生林	43,381	42,475	67,919	67,075
森林蓄積 (m ³ /ha)		244	278	213	269

※伐採・造林の計画、森づくり事業による針広混交林化、里山の整備等を踏まえて設定

【(2) 計画量の概要】

区 分		庄川地域森林計画（樹立）		神通川地域森林計画（変更）	
		現計画 (H31～R10年度)	新計画 (R6～R15年度)	変更前 (R4～R13年度)	変更後 (R4～R13年度)
ア 立木の 伐採量 (千m ³)	主伐材積	373	498	520	391
	間伐材積	547	314	688	569
イ 人工造 林や天然更 新の面積 (ha)	人工造林	717	886	1,000	766
	天然更新	619	1,170	794	608
ウ 間伐面積 (ha)		5,360	3,274	6,818	5,730
エ 林道開設延長 (km)		47	22	44	44
オ 保安林 面積 (ha)	水源涵養 ^{かん}	14,860	14,818	32,314	32,266
	災害防備	16,436	16,521	30,270	30,110
	保健・風致	2,153	2,153	6,483	6,483
	総数	31,312	31,390	62,604	62,604
カ 治山事業施行地区数		141	131	146	146

※伐採・造林・保安林の計画量は、全国森林計画の計画量に即して、実績や他の計画等を踏まえて設定

※林道及び治山事業の計画量は、今後の計画や実施状況等を踏まえて設定

※保安林面積の総数欄は、2以上の目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは合致しない